



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

刑事犯罪により企業が税関監督管理下の信用喪失企業となる可能性について

— 237 号「中華人民共和國税関企業信用管理弁法」の分析

筆者：廖勇、董曉哲

このほど税関総署は、税関総署令第 237 号「中華人民共和國税関企業信用管理弁法」（以下、「弁法」といいます。）を対外的に公布しました。この「弁法」は、2018 年 5 月 1 日から実施されます。2014 年 12 月 1 日に発効した税関総署令第 225 号「税関企業信用管理暫定施行弁法」と比較すると、新たに発布した「弁法」には多くの調整があります。そのうち重大な調整の 1 つは、刑事犯罪により、企業を税関監督管理下の信用喪失企業とする可能性があるというものです。

1. 企業が刑事犯罪のため税関に信用喪失企業と認定される可能性

今回の改正の重要ポイントは、刑事責任が企業の税関信用喪失認証と関連付けされるという点です。

「弁法」

第6条 税関は、企業の信用状況状況を反映する次に掲げる情報を収集することができる。

- (1) 企業の登録する登記、又は届出情報及び企業の関連人員の基本情報
- (2) 企業の輸出入及び輸出入に関連する経営情報
- (3) 企業の行政許可情報
- (4) 企業及びその関連人員の行政処罰及び刑事処罰情報
- (5) 税関及び国の関係部門が実施する合同インセンティブ及び合同懲戒情報
- (6) AEO 相互認証情報
- (7) その他の企業信用状況を反映する関連情報

第12条 企業が次に掲げる事由の1つを有する場合には、税関は信用喪失企業と認定する。

- (1) 密輸犯罪又は密輸行為を有するとき。
- (2) 非通関業者が、1年以内に税関監督管理規定に違反する行為の回数が、前年度の通関申告書、輸出入届出リスト、輸出入輸送機関積荷目録等、関連書類の総枚数の1000分の1を超過し、かつ税関による行政処罰金額累計が100万円を超過したとき。
通関業者が、1年以内に税関監督管理規定に違反する行為の回数が、前年度の通関申告書、輸出入届出リスト、輸出入輸送機関積荷目録等、関連書類の総枚数の1万分の5を超過し、かつ税関による行政処罰金額累計が30万円を超過したとき。
- (3) 未払税金を滞納し、又は未払の罰金を滞納したとき。
- (4) 本弁法第8条第1項第(2)号の情状を有し、税関により信用情報以上企業名簿に90日を超えて列記されるとき。
- (5) 税関又はその他企業の名義を借用し不当利得を得たとき。
- (6) 税関に対し真実の状況を隠匿し、又は虚偽の情報を提供し、企業の信用管理に影響したとき。
- (7) 税関職員の法による職務執行を拒み、妨害し、情状が深刻なとき。

(8) 刑事犯罪により国の信用喪失合同懲戒名簿に列記されたとき。

(9) 税関総署が規定するその他の事由。

当該年に登記を登録し、又は届出する非通関業者、通関業者が、1年以内に税関監督管理規定に違反したことによる税関の行政処罰金額が累計100万元、30万元をそれぞれ超過した場合には、税関は信用喪失企業と認定します。

企業がひとたび税関に信用喪失企業の認定を受けると、次のような不利な税関監督管理措置を受けることになります。

(1) 輸出入貨物の平均検査率を80%以上とする。

(2) 問題のない企業によるクレーン吊り上げ、移動、倉庫等の費用に対する検査の免除を許可しない。

(3) 集計徴税制度を適用しない。

(4) 特殊な事情を除き、サンプル及び画像・映像の封印保存による通関措置を適用しない。

(5) 加工貿易業務を取り扱う場合、全額を担保に提供させる。

(6) 企業に対する査察、検査頻度を高める。

(7) 国の関係部門が実施する信用喪失合同懲戒措置。

(8) 税関総署が定めるその他の管理措置。

2. 国の信用喪失合同懲戒名簿の意義

「信用重視の合同インセンティブ及び信用喪失懲戒対象名簿管理業務の強化及び規範化に関する国家発展改革委員会、人民銀行の指導意見」(発改財金規[2017]1798号)において、各分野の優良・非優良名簿の認定は、原則上全国統一基準により実施され、当該基準は、社会信用体系建设部合同会議メンバー企業、又は国のその他業界主管部門が検討し作成すること。また各省級関係部門は、需要に基づき地方基準を作成することができる、明確に定めています。

合同懲戒対象名簿認定は、主に次のことを根拠とします。

- (1) 公共の管理及びサービスにおいて、関連主体の基本状況を反映する登記類の情報
- (2) 刑事処罰、行政許可、行政処罰、行政強制措置、行政確認、行政検査、行政徴収、行政奨励、行政給付等、主体の信用状況を反映する情報
- (3) 発効した司法判決の履行拒否情報
- (4) 党・政治機関、群衆団体組織、社会組織、業界協会、商業会議所が職責を履行する過程において発生し、又は把握する関連主体の表彰、奨励党の受賞情報
- (5) 法律法規、規則、又は規範性文書に基づき、優良・非優良企業認定根拠とすることができるその他の情報

3.企業は行政処罰が刑事犯罪に転じ、ひいては税関業務に影響することを避けるため、自社の管理体制を強化する必要があります。

2001年に国務院が公布した「行政法執行機関が犯罪嫌疑事件を移送することについての規定」第3条には、「行政法執行機関は、法により違法行為を調査処理する過程において、違法の事実がかかわる金額、違法の事実についての情状、違法の事実がもたらす結果等を発見し、それらが刑法の社会主義市場経済秩序破壊罪（例えば、虚偽・偽物商品の生産又は販売罪、国が輸出入を禁止する貨物、物品の密輸罪、登録商標の冒用罪等）、社会管理秩序妨害罪等の犯罪規定、並びに最高人民法院、最高人民検察院の社会主義市場経済秩序破壊罪、社会管理秩序妨害罪等の犯罪の司法解釈及び最高人民検察院、公安部の経済犯罪案件の追訴標準等の規定に基づき犯罪を構成する嫌疑があり、法により刑事責任を追及する必要がある場合には、本規定により公安機関に移送しなければならない。」と定めています。

したがって、企業の生産経営活動において、税関以外のその他業務実施による違反行為に起因して行政機関の処罰を受けると同時に犯罪を構成する嫌疑のある場合には、刑事責任を追及される可能性があり、行政機関は法により企業の案件を公安機関に移送し

なければなりません。ひとたび企業が刑事責任を追及されると、税関により信用喪失企業と認定され、税関業務に多大な影響を受ける可能性があります。

自社の生産経営、特に税関業務の正常な実施を保証するため、企業は社内内部の各部門間の横のコミュニケーションを許可し、企業を単位とする企業全体のコンプライアンス経営の意識を強化することによって、ある一部門の不当な行為により企業の税関業務に打撃を受けることを避けなければなりません。AEO 高級認証企業にとっては、この点が特に重要となります。

本資料の著作権は世民律師事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。